

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
33	令和6年9月19日	令和6年10月17日	円安下で外国人に赴任もしくは留学する国家公務員の日当について	円安下での外匯出張に対応するために旅費法の改正が行われましたが、それにとどまらず、外国人に赴任もしくは留学する国家公務員の日当も柔軟に対応できるようになります。例えば、為替レートについて毎月更新しつつ、現地国の平均所得を計算の上日本円での賃料との差額を支給することによっても、手当を支給するなど、現地の賃料は、円高で支給ではなく、現地の賃料で支給することも一案として考えられる。	知人の公務員から、円安のためかなり生活が苦しいとの話を聞き、当該提案を行った。 当該提案は、国家に奉仕する立場で外国人に赴任もしくは留学する国家公務員の生活水準を一定程度以上維持することを実現することができる、職員のモチベーション向上につなげ地・他、構造改革の実現に寄与するものとされ、小野寺国務大臣が現地の国民と接する際、豊かにありすぎないことを理由に現地の公務員生活と差異化した現地の賃料を送ることを防ぐべく、物価が安い国や低賃料が不利な国に赴任する職員との間の職員間格差を防ぐことにもつながる。また、物価が安い国や平均所得が低い国に赴任する職員の日当等が抑制されることから財政的負担も軽減されると考えられる。	個人	人事院 外務省 財務省	長期在外研究員には、給与に加え、派遣期間中は旅費法に基づく滞在費（日当・宿泊料に相当するもの）及び機内に係る交通費等が支給されています。  外国人に赴任する国家公務員のうち、在外公館に勤務する外務公務員に支給されている在勤手当は、令和6年度より、毎年4月に手当額を外貨建てで決定し、年度内はその外貨建ての定額を支給することとしたため、当該職員が受け取る手当額は基本的に為替変動の影響を受けないようにされました。	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）  【滞在費及び機内に係る交通費等】 近年の経済社会情勢や旅費法改正等も踏まえ、長期在外研究員に支給される滞在費の額を令和7年度から見直すことを検討しております。	【在勤手当】 【在勤手当】 制度の現状欄に記載のとおりです。	【在勤手当】 【在勤手当】 制度の現状欄に記載のとおりです。	【在勤手当】 【在勤手当】 制度の現状欄に記載のとおりです。
34	令和6年9月19日	令和6年10月17日	夏季の冷房運転について	霞ヶ関官舎における個別の部屋ごとのエアコンの設置若しくは下記の冷房運転を延長して欲しい。	農林水産省では、7月1日から9月30日までは、原則8:15から19:00まで冷房運転を行うことになっていますが、実態上、19時に仕事を終わることはなく、冷房運転をやめてしまう後は、耐えられない暮らしとなり、業務の効率も落ちてしまっています。 このため、体調管理にも影響が生じ、更に暑さで業務効率が落ちることにより、結果的に残業代も増えてしまいます。また、軽い採用された者も激務である間に不快な勤務環境により、辞めています。	個人	人事院 内閣官房 内閣府 内閣庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 厚生労働省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 農業産業省 国土交通省 防衛省	【人事院】 人事院（中央合同庁舎第5号館別館）では、例年、5月下旬から9月末日までの8時45分から18時45分まで（7月1日から人事院勤告が行われる8月上旬までの期間は20時00分まで）冷房を稼働しているところ、令和6年からは、職員の良好な勤務環境を維持するため、8月上旬から9月末までの期間は、原則として8時45分から18時45分まで（8月上旬でも、外気温が高い日については冷房を稼働すること）となっています。また、冷房稼働時間外の時間帯においては、個別空調が設置されている会議室等を活用するようにしています。  【内閣官房・内閣府】 冷房運転は、7月～9月に本格稼働しているところ、昨今の炎上昇に伴い、本格稼働期間外においても、冷房稼働時間外に原則として8時45分から18時45分まで（8月上旬でも、外気温が高い日については冷房を稼働すること）となっています。また、冷房稼働時間外の時間帯においては、個別空調が設置されている会議室等を活用するようにしています。  【宮内庁】 令和6年度においては、7月1日から9月13までの期間中、原則8時30分から17時45分まで冷房運転を行っており、お盆期間の状況によっては、空調機の運転時間をカット運用しているほか、行事等による空調機の運転停止についても、令和6年8月1日前より、原則8時00分～22時00分冷房稼働するよう運用を改めております。快速で安全な執務環境の確保について(通知)に基づき、22時以降も柔軟に対応を行っております。（内閣府本府、中央合同庁舎第8号館）  【金融庁】 金融庁では、原則8時00分から22時00分まで冷房運転を行っており、時間外については局課からの利用申請に基づき延長運転を行っています。  【総務省】 総務省（中央合同庁舎第2号館）は、夏季（令和6年は5月から10月末頃まで予定）については、原則8時30分から18時15分まで冷房運転を行っており、業務の都合により延長等の申請があれば柔軟に対応しております。 ※延長申請により、8時00分～22時00分まで冷房運転。22時00分以後は送風運転	【人事院】 対応  【内閣官房・内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【宮内庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【金融庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【外務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、ファンコイルの24時間運転は令和5年より実施しております。	【人事院】 対応  【内閣官房・内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【宮内庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【金融庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【外務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	【人事院】 対応  【内閣官房・内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【宮内庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【金融庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【外務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
54	令和6年11月15日	令和6年12月16日	e-Govでハブコメ募集を開始したらXでポストする。	e-Govでハブコメ募集を開始したらX(旧Twitter)でポスト(旧ツイート)する。	ハブコメが開始して随分と年月が経ったが、社会的に重要な問題(例えば、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備)に関する統合的な方策について意見をまとめておきたい。ハブコメの発信者でも全役所は広報や宣伝をしていただけたとしても、ハブコメが開設してから「ハブコメ」と名前のようにこっそりと書いて放屁立てたハブコムが終了することをabaばかりか意見が来ないという説得しているしか思えない。	そこで、全ての国の役所は、e-Govでハブコメ募集を開始したらX(旧Twitter)でポスト(旧ツイート)することを義務付ければよい。そうすることで社会的に重要な問題をさらに多くの問題であらゆる行政課題が身近となり、国民が意見を言いやすく環境整備の実現を実現することができる。	個人	総務省	命令等制定機関は、意見公募手続を実施して、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する命令等を定めるに当たっては、必要に応じて、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に關する情報の提供に努めるものとされています。	行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号、第41条	現行制度下で対応可能	例示いたいたいた「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する統合的な方策について意見をまとめておきたい。行政手続法第2条第8号に規定する「命令等」に「該当せず」、意見の収集が行われるものであるため、同法の規律の対象となりません。	また、行政実務法の規定によると、命令等制定機関が意見公募手続の実施について周知や連絡情報を提供する場合に際しては、その性質・内容等に応じ、それぞれの命令等制定機関が判断することとされていますが、いたいたいたい意見を踏まえ、今後、SNS活用も含めた意見公募手続の周知・広報の検討を命令等制定機関へ促してまいります。
55	令和6年11月15日	令和6年12月16日	医療徳謹から患者あてに発送する郵便物は書留付けることによる郵便料金を支払う。	患者に遅延なく確実に郵便物が届くように、郵便物を発送する際には、書留付ける。	医療徳謹から患者あてに発送する郵便物は書留付けることによる郵便料金を支払う。	患者に遅延なく確実に郵便物が届くように、郵便物を発送する際には、書留付けることによる郵便料金を支払う。	個人	厚生労働省	紹介状においては、医療法上、必要に応じて、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療または調剤に関する情報を他の医療提供施設の医師等に提供する等が努力義務とされています。また、紹介状の提出する者は、提出する者の求めがあつた場合には、正當の事由がなければ提出しないものとされています。紹介状等については、個人情報保護法を遵守することとされています。	個人情報の保護に関する法律第61条、第66条、医療法第1条の4項、医療法第2条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項、第15項、第16項、第17項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項、第31項、第32項、第33項、第34項、第35項、第36項、第37項、第38項、第39項、第40項、第41項、第42項、第43項、第44項、第45項、第46項、第47項、第48項、第49項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項、第56項、第57項、第58項、第59項、第60項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第68項、第69項、第70項、第71項、第72項、第73項、第74項、第75項、第76項、第77項、第78項、第79項、第80項、第81項、第82項、第83項、第84項、第85項、第86項、第87項、第88項、第89項、第90項、第91項、第92項、第93項、第94項、第95項、第96項、第97項、第98項、第99項、第100項、第101項、第102項、第103項、第104項、第105項、第106項、第107項、第108項、第109項、第110項、第111項、第112項、第113項、第114項、第115項、第116項、第117項、第118項、第119項、第120項、第121項、第122項、第123項、第124項、第125項、第126項、第127項、第128項、第129項、第130項、第131項、第132項、第133項、第134項、第135項、第136項、第137項、第138項、第139項、第140項、第141項、第142項、第143項、第144項、第145項、第146項、第147項、第148項、第149項、第150項、第151項、第152項、第153項、第154項、第155項、第156項、第157項、第158項、第159項、第160項、第161項、第162項、第163項、第164項、第165項、第166項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項、第173項、第174項、第175項、第176項、第177項、第178項、第179項、第180項、第181項、第182項、第183項、第184項、第185項、第186項、第187項、第188項、第189項、第190項、第191項、第192項、第193項、第194項、第195項、第196項、第197項、第198項、第199項、第200項、第201項、第202項、第203項、第204項、第205項、第206項、第207項、第208項、第209項、第210項、第211項、第212項、第213項、第214項、第215項、第216項、第217項、第218項、第219項、第220項、第221項、第222項、第223項、第224項、第225項、第226項、第227項、第228項、第229項、第230項、第231項、第232項、第233項、第234項、第235項、第236項、第237項、第238項、第239項、第240項、第241項、第242項、第243項、第244項、第245項、第246項、第247項、第248項、第249項、第250項、第251項、第252項、第253項、第254項、第255項、第256項、第257項、第258項、第259項、第260項、第261項、第262項、第263項、第264項、第265項、第266項、第267項、第268項、第269項、第270項、第271項、第272項、第273項、第274項、第275項、第276項、第277項、第278項、第279項、第280項、第281項、第282項、第283項、第284項、第285項、第286項、第287項、第288項、第289項、第290項、第291項、第292項、第293項、第294項、第295項、第296項、第297項、第298項、第299項、第300項、第301項、第302項、第303項、第304項、第305項、第306項、第307項、第308項、第309項、第310項、第311項、第312項、第313項、第314項、第315項、第316項、第317項、第318項、第319項、第320項、第321項、第322項、第323項、第324項、第325項、第326項、第327項、第328項、第329項、第330項、第331項、第332項、第333項、第334項、第335項、第336項、第337項、第338項、第339項、第340項、第341項、第342項、第343項、第344項、第345項、第346項、第347項、第348項、第349項、第350項、第351項、第352項、第353項、第354項、第355項、第356項、第357項、第358項、第359項、第360項、第361項、第362項、第363項、第364項、第365項、第366項、第367項、第368項、第369項、第370項、第371項、第372項、第373項、第374項、第375項、第376項、第377項、第378項、第379項、第380項、第381項、第382項、第383項、第384項、第385項、第386項、第387項、第388項、第389項、第390項、第391項、第392項、第393項、第394項、第395項、第396項、第397項、第398項、第399項、第400項、第401項、第402項、第403項、第404項、第405項、第406項、第407項、第408項、第409項、第410項、第411項、第412項、第413項、第414項、第415項、第416項、第417項、第418項、第419項、第420項、第421項、第422項、第423項、第424項、第425項、第426項、第427項、第428項、第429項、第430項、第431項、第432項、第433項、第434項、第435項、第436項、第437項、第438項、第439項、第440項、第441項、第442項、第443項、第444項、第445項、第446項、第447項、第448項、第449項、第450項、第451項、第452項、第453項、第454項、第455項、第456項、第457項、第458項、第459項、第460項、第461項、第462項、第463項、第464項、第465項、第466項、第467項、第468項、第469項、第470項、第471項、第472項、第473項、第474項、第475項、第476項、第477項、第478項、第479項、第480項、第481項、第482項、第483項、第484項、第485項、第486項、第487項、第488項、第489項、第490項、第491項、第492項、第493項、第494項、第495項、第496項、第497項、第498項、第499項、第500項、第501項、第502項、第503項、第504項、第505項、第506項、第507項、第508項、第509項、第510項、第511項、第512項、第513項、第514項、第515項、第516項、第517項、第518項、第519項、第520項、第521項、第522項、第523項、第524項、第525項、第526項、第527項、第528項、第529項、第530項、第531項、第532項、第533項、第534項、第535項、第536項、第537項、第538項、第539項、第540項、第541項、第542項、第543項、第544項、第545項、第546項、第547項、第548項、第549項、第550項、第551項、第552項、第553項、第554項、第555項、第556項、第557項、第558項、第559項、第560項、第561項、第562項、第563項、第564項、第565項、第566項、第567項、第568項、第569項、第570項、第571項、第572項、第573項、第574項、第575項、第576項、第577項、第578項、第579項、第580項、第581項、第582項、第583項、第584項、第585項、第586項、第587項、第588項、第589項、第590項、第591項、第592項、第593項、第594項、第595項、第596項、第597項、第598項、第599項、第600項、第601項、第602項、第603項、第604項、第605項、第606項、第607項、第608項、第609項、第610項、第611項、第612項、第613項、第614項、第615項、第616項、第617項、第618項、第619項、第620項、第621項、第622項、第623項、第624項、第625項、第626項、第627項、第628項、第629項、第630項、第631項、第632項、第633項、第634項、第635項、第636項、第637項、第638項、第639項、第640項、第641項、第642項、第643項、第644項、第645項、第646項、第647項、第648項、第649項、第650項、第651項、第652項、第653項、第654項、第655項、第656項、第657項、第658項、第659項、第660項、第661項、第662項、第663項、第664項、第665項、第666項、第667項、第668項、第669項、第670項、第671項、第672項、第673項、第674項、第675項、第676項、第677項、第678項、第679項、第680項、第681項、第682項、第683項、第684項、第685項、第686項、第687項、第688項、第689項、第690項、第691項、第692項、第693項、第694項、第695項、第696項、第697項、第698項、第699項、第700項、第701項、第702項、第703項、第704項、第705項、第706項、第707項、第708項、第709項、第710項、第711項、第712項、第713項、第714項、第715項、第716項、第717項、第718項、第719項、第720項、第721項、第722項、第723項、第724項、第725項、第726項、第727項、第728項、第729項、第730項、第731項、第732項、第733項、第734項、第735項、第736項、第737項、第738項、第739項、第740項、第741項、第742項、第743項、第744項、第745項、第746項、第747項、第748項、第749項、第750項、第751項、第752項、第753項、第754項、第755項、第756項、第757項、第758項、第759項、第760項、第761項、第762項、第763項、第764項、第765項、第766項、第767項、第768項、第769項、第770項、第771項、第772項、第773項、第774項、第775項、第776項、第777項、第778項、第779項、第780項、第781項、第782項、第783項、第784項、第785項、第786項、第787項、第788項、第789項、第790項、第791項、第792項、第793項、第794項、第795項、第796項、第797項、第798項、第799項、第800項、第801項、第802項、第803項、第804項、第805項、第806項、第807項、第808項、第809項、第810項、第811項、第812項、第813項、第814項、第815項、第816項、第817項、第818項、第819項、第820項、第821項、第822項、第823項、第824項、第825項、第826項、第827項、第828項、第829項、第830項、第831項、第832項、第833項、第834項、第835項、第836項、第837項、第838項、第839項、第840項、第841項、第842項、第843項、第844項、第845項、第846項、第847項、第848項、第849項、第850項、第851項、第852項、第853項、第854項、第855項、第856項、第857項、第858項、第859項、第860項、第861項、第862項、第863項、第864項、第865項、第866項、第867項、第868項、第869項、第870項、第871項、第872項、第873項、第874項、第875項、第876項、第877項、第878項、第879項、第880項、第881項、第882項、第883項、第884項、第885項、第886項、第887項、第888項、第889項、第890項、第891項、第892項、第893項、第894項、第895項、第896項、第897項、第898項、第899項、第900項、第901項、第902項、第903項、第904項、第905項、第906項、第907項、第908項、第909項、第910項、第911項、第912項、第913項、第914項、第915項、第916項、第917項、第918項、第919項、第920項、第921項、第922項、第923項、第924項、第925項、第926項、第927項、第928項、第929項、第930項、第931項、第932項、第933項、第934項、第935項、第936項、第937項、第938項、第939項、第940項、第941項、第942項、第943項、第944項、第945項、第946項、第947項、第948項、第949項、第950項、第951項、第952項、第953項、第954項、第955項、第956項、第957項、第958項、第959項、第960項、第961項、第962項、第963項、第964項、第965項、第966項、第967項、第968項、第969項、第970項、第971項、第972項、第973項、第974項、第975項、第976項、第977項、第978項、第979項、第980項、第981項、第982項、第983項、第984項、第985項、第986項、第987項、第988項、第989項、第990項、第991項、第992項、第993項、第994項、第995項、第996項、第997項、第998項、第999項、第9999項、第1000項、第1001項、第1002項、第1003項、第1004項、第1005項、第1006項、第1007項、第1008項、第1009項、第10010項、第10011項、第10012項、第10013項、第10014項、第10015項、第10016項、第10017項、第10018項、第10019項、第10020項、第10021項、第10022項、第10023項、第10024項、第10025項、第10026項、第10027項、第10028項、第10029項、第10030項、第10031項、第10032項、第10033項、第10034項、第10035項、第10036項、第10037項、第10038項、第10039項、第10040項、第10041項、第10042項、第10043項、第10044項、第10045項、第10046項、第10047項、第10048項、第10049項、第10050項、第10051項、第10052項、第10053項、第10054項、第10055項、第10056項、第10057項、第10058項、第10059項、第10060項、第10061項、第10062項、第10063項、第10064項、第10065項、第10066項、第10067項、第10068項、第10069項、第10070項、第10071項、第10072項、第10073項、第10074項、第10075項、第10076項、第10077項、第10078項、第10079項、第10080項、第10081項、第10082項、第10083項、第10084項、第10085項、第10086項、第10087項、第10088項、第10089項、第10090項、第10091項、第10092項、第10093項、第10094項、第10095項、第10096項、第10097項、第10098項、第10099項、第100100項、第100101項、第100102項、第100103項、第100104項、第100105項、第100106項、第100107項、第100108項、第100109項、第100110項、第100111項、第100112項、第100113項、第100114項、第100115項、第100116項、第100117項、第100118項、第100119項、第100120項、第100121項、第100122項、第100123項、第100124項、第100125項、第100126項、第100127項、第100128項、第100129項、第100130項、第100131項、第100132項、第100133項、第100134項、第100135項、第100136項、第100137項、第100138項、第100139項、第100140項、第100141項、第100142項、第100143項、第100144項、第100145項、第100146項、第100147項、第100148項、第100149項、第100150項、第100151項、第100152項、第100153項、第100154項、第100155項、第100156項、第100157項、第100158項、第100159項、第100160項、第100161項、第100162項、第100163項、第100164項、第100165項、第100166項、第100167項、第100168項、第100169項、第100170項、第100171項、第100172項、第100173項、第100174項、第100175項、第100176項、第100177項、第100178項、第100179項、第100180項、第100181項、第100182項、第100183項、第100184項、第100185項、第100186項、第100187項、第100188項、第100189項、第100190項、第100191項、第100192項、第100193項、第100194項、第100195項、第100196項、第100197項、第100198項、第100199項、第1001100項、第1001101項、第1001102項、第1001103項、第1001104項、第1001105項、第1001106項、第1001107項、第1001108項、第1001109項、第1001110項、第1001111項、第1001112項、第1001113項、第1001114項、第1001115項、第1001116項、第1001117項、第1001118項、第1001119項、第10011100項、第10011101項、第10011102項、第10011103項、第10011104項、第10011105項、第10011106項、第10011107項、第10011108項、第10011109項、第10011110項、第10011111項、第10011112項、第10011113項、第10011114項、第10011115項、第10011116項、第10011117項、第10011118項、第10011119項、第100111100項、第100111101項、第100111102項、第100111103項、第100111104項、第100111105項、第100111106項、第100111107項、第100111108項、第100111109項、第100111110項、第100111111項、第100111112項、第100111113項、第100111114項、第100111115項、第100111116項、第100111117項、第100111118項、第100111119項、第1001111100項、第1001111101項、第1001111102項、第1001111103項、第1001111104項、第1001111105項、第1001111106項、第1001111107項、第1001111108項、第1001111109項、第1001111110項、第1001111111項、第1001111112項、第1001111113項、第1001111114項、第1001111115項、第1001111116項、第1001111117項、第1001111118項、第1001111119項、第10011111100項、第10011111101項、第10011111102項、第10011111103項、第10011111104項、第10011111105項、第10011111106項、第10011111107項、第10011111108項、第10011111109項、第10011111110項、第10011111111項、第10011111112項、第10011111113項、第10011111114項、第10011111115項、第10011111116項、第10011111117項、第10011111118項、第10011111119項、第100111111100項、第100111111101項、第100111111102項、第100111111103項、第100111111104項、第100111111105項、第100111111106項、第100111111107項、第100111111108項、第100111111109項、第100111111110項、第100111111111項、第100111111112項、第100111111113項、第100111111114項、第100111111115項、第100111111116項、第100111111117項、第100111111118項、第100111111119項、第1001111111100項、第1001111111101項、第1001111111102項、第1001111111103項、第1001111111104項、第1001111111105項、第1001111111106項、第1001111111107項、第1001111111108項、第1001111111109項、第1001111111110項、第1001111111111項、第1001111111112項、第1001111111113項、第1001111111114項、第1001111111115項、第1001111111116項、第1001111111117項、第1001111111118項、第1001111111119項、第10011111111100項、第10011111111101項、第10011111111102項、第10011111111103項、第10011111111104項、第10011111111105項、第10011111111106項、第10011111111107項、第10011111111108項、第10011111111109項、第10011111111110項、第10011111111111項、第10011111111112項、第10011111111113項、第10011111111114項、第10011111111115項、第10011111111116項、第10011111111117項、第10011111111118項、第10011111111119項、第100111111111100項、第100111111111101項、第100111111111102項、第100111111111103項、第100111111111104項、第100111111111105項、第100111111111106項、第100111111111107項、第100111111111108項、第100111111111109項、第100111111111110項、第100111111111111項、第100111111111112項、第100111111111113項、第100111111111114項、第100111111111115項、第100111111111116項、第100111111111117項、第100111111111118項、第100111111111119項、第1001111111111100項、第1001111111111101項、第1001111111111102項、第1001111111111103項、第1001111111111104項、第1001111111111105項、第1001111111111106項、第1001111111111107項、第1001111111111108項、第1001111111111109項、第1001111111111110項、第1001111111111111項、第1001111111111112項、第1001111111111113項、第1001111111111114項、第1001111111111115項、第1001111111111116項、第1001111111111117項、第1001111111111118項、第1001111111111119項、第10011111111111100項、第10011111111111101項、第10011			

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
63	令和6年11月15日	令和6年12月16日	スタートアップ支援等の観点から、省庁事業の支払における概算払の許容	【委託事業・補助事業の支払いについて】必要に応じて各款に概算払ができるよう、委託事業事務処理マニュアル・補助事業事務処理マニュアルを変更して頂きたい 【省庁によって概算払を認めるかどうかの取扱いの差をなくして頂きたい】	次ターンアップ等の場合、先進的な技術やサービスを持ち、委託事業・補助事業を遂行する能力があるにも関わらず、資力の乏しさから、入りに参加することが難しい場合が存在する。 【委託事業事務処理マニュアル・補助事業事務処理マニュアルには「原則として、事業終了後の精算払になりますが、事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払いも可能」とあるが、実際には前例踏襲により精算払を求める事例が発生している。	都銀懇話会	経済産業省 文部科学省 防衛省 内閣府 環境省	<p><b>【経済産業省】</b> 現在、経済産業省では、事務処理マニュアル等の掲載HPや委託事業事務処理マニュアル及び補助事業事務処理マニュアルにおいて、ご提出理由に記載いただいた文言の通り、概算払を希望される場合については担当者に相談いただき、財務大臣協議を通じて協議を進めています。 また、各課課・補助金交付の公募を行なう形や契約書の条文においても、概算払の記載を明文化しており、委託事業における入札説明会等の場において担当者から概算払に関する説明を行っているところです。</p> <p>なお、概算払については現行法令において規定されているところ、会計法第二十二条において「支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費」について支払いができることされており、うち委託費及び補助資金の概算払については、予算決算及び会計令第五十八条において各省政府より財務大臣に対して協議を要するものとなっております。</p> <p><b>【文部科学省】</b> 文部科学省の科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局においては、該当の委託契約事務処理マニュアルに則り、委託契約に係る事務を行っています。</p> <p><b>【防衛省】</b> 安全保険技術研究推進制度の委託契約では、研究機関から要望があり防衛省において必要性が認められたとき、財務大臣協議をして概算払を実施しています。</p> <p><b>【内閣府】</b> 成長運動型民間委託契約方式で規定交付すべきは、成長運動型事業を委託する地方公共団体に対して支付しています。 同交付金の交付要綱において、交付金の支払いは、交付すべき交付金の合額が確定した後、支払日の3か月以内に、必ず支給する旨が記載されています。会計法第二十二条及び予算決算及び会計令第五十八条(財務大臣との協議が調合)の際に、交付金の全額又は一部について概算払を支払るものとしています。 なお、地方公共団体が事業者に委託費を支払う際の取扱いについては、各地方公共団体の判断に委ねられております。</p> <p><b>【環境省】</b> 「環境省のあわせ」(環境省委託契約事務取扱要領)においては、委託業務の進捗状況を参照して必要と認められる場合は、概算払ができる規定となっています。 ・委託事業の概算払を認めるかどうかは、各省庁間の協議の統一を図るために、予算決算及び会計令第58条に基づき、財務大臣に協議することとなっております。</p>	<p><b>【経済産業省】</b> 会計法(昭和二十二年法律第三十五号) 第二十二条 予算決算及び会計令 (昭和二十二年勅令第六五五号) 第五十八条</p> <p><b>【文部科学省】</b> 令和6年度時点版「科学技術・学術政策局 研究振興局及び研究開発局 委託契約事務処理要領」 現行制度下で対応可能な ・予算決算及び会計令 第58条</p> <p><b>【防衛省】</b> 現行制度下で対応可能な ・予算決算及び会計令 第58条</p> <p><b>【内閣府】</b> その他の 現行制度下で対応可能な ・予算決算及び会計令 第58条第4号</p> <p><b>【環境省】</b> 現行制度下で対応可能な ・予算決算及び会計令 第58条</p>	<p><b>【経済産業省】</b> 制度の現状欄に記載のとおり、経済産業省では、法令の取扱いを踏まえながら、概算払を推奨する取扱いを行っています。 また、予算決算及び会計令第五十八条にて財務大臣に対して協議を要することになっているため、省庁毎に概算払を認めるかどうかの取扱いが異なることは基本的にはないと考えています。</p> <p><b>【文部科学省】</b> 制度の現状欄に記載のとおり、文部科学省の科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局においては、該当の委託契約事務処理マニュアルに則り、委託契約に係る事務を行っています。</p> <p><b>【防衛省】</b> 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p><b>【内閣府】</b> 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p><b>【環境省】</b> 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>		
64	令和6年11月15日	令和6年12月16日	全国交通安全運動の廃止	春秋、年2回実施している全国交通安全運動を廃止し、その予算を道路整備等のハード整備に充てる	現在、内閣府の主導により年2回の全国交通安全運動が実施されているが、地方の実施主体である地区交通安全協会等の取り手の高齢化が進んでおり、近い将来、継続が困難になることが予想される。 そもそも、この運動自体、交通戦争と呼ばれた時代に交通安全思想の普及のため始まつたものとと思うが、現代は教習所における新人们对ライバーへの指導や教育機関での子供たちへの指導も充実しており、運動の必要性が薄れているのではないか。 一方で、SNSによる情報共有手段が進歩に遅れており、交通事故防止の方法としては、立派なアノログな方法が有効なのかな問題である。 いかゆる行政のやっている感じの演出に過ぎない運動であり、今更これにより交通事故が減少するとは到底思えないのに、運動自体廃止し、その浮いた予算を道路整備や信号機の設置等、ハード整備に充てた方が、余程有効に思う。	個人	内閣府	<p>「全国交通安全運動」は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施しております。</p>	<p>由来交通安全交付費令 内閣府令 平成12年12月26日に決定した「全国交通安全運動の推進に関する基本方針について」に基づく 対応不可</p>	<p>第11次交通安全基本計画は、交通事故のない社会の実現を目指し、令和7年の交通事故死者数を2,000人以下とする目標を掲げておりますが、令和5年の交通事故死者数は2,673人であり目標達成するための取り組みが求められています。 これには、指導取締・署による交通秩序の維持、道路整備、自動車技術の向上等に加え、国民の交通安全意識の向上が不可欠です。その国民の交通安全意識の向上的ための重要な施策として全国交通安全運動があります。</p> <p>全国交通安全運動開催中は、主催機関・団体が中心となり、民間団体や交通安全ポルティマー等の幅広い連携をとりつつ、御指導のあった街頭活動だけではなく、交通安全講演、キャラバンのほか、テレビ・ラジオ・新聞・広報誌(紙)、ポスター・広報車等、各種媒体を活用して対象に向けた取組を実施しております。特に、時代に即した取組として、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に行っております。</p> <p>毎年、春と秋の年2回実施されている、全国一斉の交通安全運動は、広く国民に認知されており、運動期間中の交通事故死者数は減少傾向にあるなど、一定の成果が現れていることから、「全国交通安全運動」についても継続実施していきます。</p>		
65	令和6年11月15日	令和6年12月16日	旅費システムSEABIS改修	SEABISによる旅費の申請・決算をより時間がかかるように改修する。	SEABISの作業は膨大で、手続きが煩雑。数万円の手続きに、数時間がかかるので、税金から人件費が大量にかかっている。作業にかかる作業時間を削減することで、公務員全体に占める時間・費用を削減され、税金が削減できる。	個人	デジタル庁	<p>国家公務員の旅費業務については、財政制度等審議会財政制度分科会(令和5年4月28日開催)やデジタル庁行政改修会(同年5月30日開催)において、国家公務員等の旅費に関する法律を含め、旅費制度について、国内外の社会情勢の変化に対応できていない面があり、これにより執行ルールの複雑さが増していること等から、広く見直しを行なう必要があることと示されています。また、旅費業務プロセスの改善方針(令和5年9月8日旅費業務効率化推進会議決定)により本システムの見直しを進めることとされています。</p> <p>上記経緯を踏まえ、当該改善方針に沿って旅費業務を効率化すべく、令和7年4月1日の改旅費法の施行、旅費業務マニュアルの改訂、旅費等内部管理業務共通システム(SEABIS)の改修を各府省庁で実施しています。</p>	<p>国家公務員等の旅費に関する法律等</p>	<p>検討に着手</p>	<p>国家公務員の旅費業務については、「国家公務員等の旅費に関する法律」に規定されており、行政独自の用語や手続きでの煩雑さ等から、多くの作業時間が旅費業務に費やされてしまっている現状について認識しております。</p> <p>また、SEABISのシステム操作性の問題や利用マニュアルが大量にあることについても旅費業務の煩雑化の一因となってしまっているところ、デジタル庁では作業効率化のため、下記のような改善施策を検討しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和7年4月の改旅費法施行・旅費業務マニュアル改定に合わせ、現行システムの改修を行う</li> <li>2. SEABISの操作画面上に操作ガイドや利用マニュアルへのリンクを設ける等、UI/UX向上を図る</li> <li>3. 今后のデジタル環境の変化も見据え、本システムのUI/UXを一層大幅に改善することや、民系SaaS製品・パッケージ製品を可能な限りカスタマイズせずに導入することも視野に入れたシステムの検討(次期システム(V4)検討)を行う</li> </ol>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
116	令和7年3月19日	令和7年4月17日	死亡診断書の記載事項について、行政機関や資格者団体に周知すること	年金事務所や郵便局など、手続きに死亡診断書の記載事項証明書の提出を要する制度を持つ機関に対し、令和6年3月以降に受理された戸籍届書の保存先が市町村であることを周知する。また、弁護士会への周知をしていただきたい。	戸籍法施行規則の改正により、令和6年3月以降に受理された戸籍届書については、市町村に保存されることとされたことは、市町村に保存されることとされています（戸籍法施行規則第78条の第4項による戸籍法施行規則第48条第2項の適用除外）。	個人	法務省	戸籍法の一部を改正する法律（令和6年法律第17号）及び戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和6年法務省令第9号）が令和6年3月1日に施行されたことにより、同日以降に受理された届書については、管轄法務省には送付されず、受理した市町村において保存することとされています（戸籍法施行規則第78条の第4項による戸籍法施行規則第48条第2項の適用除外）。	戸籍法 第48条第2項 第120条第26 戸籍法施行規則 第48条第2項 第78条の第4第2項	検討に着手	各法務局のホームページにおいて説明していることから、周知はされているものと考えていますが、本提案があったことを踏まえ、令和7年度第1四半期までに周知方法を検討し、結論を得次第、実施します。	
117	令和7年3月19日	令和7年4月17日	医療DXで実現を検討していただきたい事項	(1)マイナンバーカードを使って確定申告する人でマイナ保険証をもっている人は、紙の領収書の支給申請用紙の領収書等明細書の提出を行って税金を支払う場合が可能である。(2)初めての病院や薬局、かかりつけ医に長期出張から帰宅して1年ぶりに受診した場合などでマイナンバーカードがあるのに手書きで問診票などの手書きをしない人がいるが、その場合はマイナンバーカードの項目というは限られていて、いつも同じ項目が記載されるので、紙の領収書の発行を受け取る市役所などは紙やインクなどの消耗品の購入・運搬・保管といった無駄なコスト削減できます。診療明細書も必要なならマイナボーラーで確認すれば良いと思います。(3)手書きで保護するといふのも、資源と時間の無駄です。電子カルテにスキヤンとして画像で保護するといふのも、手間とコストがかりります。文字情報になつてないので、検索が出来ないなどの情報処理の観点で利用していく想にたどりたい。	(1)マイナンバーカードを使って確定申告する人でマイナ保険証をもっている人は、紙の領収書の支給申請用紙の領収書等明細書の提出を行って税金を支払う場合が可能である。(2)初めての病院や薬局、かかりつけ医に長期出張から帰宅して1年ぶりに受診した場合などでマイナンバーカードがあるのに手書きで問診票などの手書きをしない人がいるが、その場合はマイナンバーカードの項目というは限られていて、いつも同じ項目が記載されるので、紙の領収書の発行受け取る市役所などは紙やインクなどの消耗品の購入・運搬・保管といった無駄なコスト削減できます。診療明細書も必要なならマイナボーラーで確認すれば良いと思います。(3)手書きで保護するといふのも、資源と時間の無駄です。電子カルテにスキヤンとして画像で保護するといふのも、手間とコストがかりります。文字情報になつてないので、検索が出来ないなどの情報処理の観点で利用していく想にたどりたい。	個人	厚生労働省	(1)「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(令和6年3月5日付け保育035第1号厚生労働省保険局長通知)において、明細書の交付を希望しない方に向けた旨を示しています。 (2)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保育035第4号厚生労働省保険局長通知)において、初診時の標準的な問診票の項目の項目を参考してお示しております。その中で、項目の一部については、マイナ保険証とした患者については、記載を省略可能であるとしています。	その他	(1)マイナボーラーでは、医療費通知情報の閲覧が可能ですが、これはレセプトの情報を元にしており、閲覧までに一定のタイムラグが発生しうるから、医療機関において、医療費等の情報を患者に対して即時に通知するためには、紙の領収証や診療明細書の発行が必要となります。 なお、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(令和6年3月5日付け保育035第1号厚生労働省保険局長通知)において、明細書の交付をお望む方に発行が必要である旨をお示しています。 (2)厚生労働省として、初診料にかかる医療情報取得料の算定に当たり、初診時の標準的な問診票の項目等を参考してお示しております。その中で、項目の一部については、マイナ保険証による情報取得料に該当する場合については、記載を省略可能であるとしています。		
119	令和7年3月19日	令和7年5月22日	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限について	自治体で手書きとなっているが、期限が決まっているのであれば、作成時に印字した方がよいのではないか。	行政事務の効率化	個人	総務省デジタル庁	カード券面の有効期限について、電子証明書の発行が任意であることから空欄となっており、申請者が記載するか、自治体が記載するよう求めています。	なし	対応	制度の現状欄に記載の取扱いについて自治体に助言してまいります。	
120	令和7年3月19日	令和7年4月17日	随意契約を電子契約で締結できるようにする。	随意契約を電子契約で締結できるようにする。	政府は最先端技術を有するスタートアップ企業からの調達を推進しているが、スタートアップ企業と契約を締結する場合、オンラインでの随意契約か選択肢がないはずである。しかし、政府調査に当たる高額な契約しか電子契約を締結できない。スタートアップ企業が全省庁統一資格をもつてないそもそも電子契約を締結しない、政府が電子契約の導入をタスクforceをもつていないなど、電子契約を締結しているのがまだ多く手堅くして、スタートアップ企業の電子契約ができないよう、税収が落ちないように財務省に付属している。契約書を作る随意契約はすべて電子契約で締結できるようになるべきである。民間企業の税負担がなくなり、経済が活性化するはずである。	個人	デジタル庁	国の契約は、会計法第二十九条の三の定めにより、原則競争に付することとされており、現行のシステムも一般競争入札を前提とした設計になっています。 一方、デジタル庁ではスタートアップ企業など幅広い事業者の参入機会を増やすことを目的にスタートアップ等が競争する場合、電子契約の導入をタスクforceをもつている。スタートアップ企業競争を含む随意契約の場合も、一般競争と同様に電子契約を締結することができます。 ただし、提案にも記載いたしておりますようにシステムで電子契約を行うためには、システムのユーザ登録が必要で、そのためには全省庁統一資格と電子証明書(ICカード)が必要となります。	なし	対応	次期システムにおいて全省庁統一資格や電子証明書(ICカード)を所持していない場合であってもユーザー登録を可能とし、電子契約が実施できる機能を実装する予定としております。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策